

インターネット・SNSでの 誹謗中傷に気を付けて!!

被害者にも行為者にもならないために



市独自の条例を 施行しました

4月1日に「浜川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」が施行されました。

【条例による市の責務】

被害者と行為者(※)を発生させない施策と被害者を支援する施策の推進が、市の責務となりました。
※行為者＝故意や過失に関わらず誹謗中傷などを行った人

【条例による市民の役割】

この条例において市民の皆さんは、インターネットの情報や事象を理解し、正しく情報を取捨選択し、適正な情報発信に努めることとされています。被害者の状況と支援の必要性を理解することも必要です。



誹謗中傷は犯罪です

インターネット・SNS上で根拠のない悪口を投稿すると、名誉毀損罪や侮辱罪などに問われたり、高額な慰謝料を請求されることがあります。また、自らそのような投稿をしなくても、再投稿(※)しただけでも同様に責任を問われる可能性があります。匿名の投稿であっても、技術的に発信者は特定できます。

チェックリスト

- 自分の行動を振り返ってみましょう
- 他人のミスを大げさに指摘しない
- 面と向かって言えないことは書き込まない
- 他人のプライバシーを尊重する
- 発信・投稿する前に内容をよく確認する

ネット上の 誹謗中傷

一人で抱え込まずに相談しましょう

「浜川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」に基づき、相談支援などを行っています。
詳しくは、**☎市民協働推進課(☎2463)**へ。

どこに相談したら 良いかわからない

〈被害者支援相談窓口〉
市民協働推進課内に相談

窓口を設置し、市職員が対応しています。相談内容に応じて、関係機関の紹介や一般的な対応の助言を行います。

相談方法は、電話や対面での相談のほか、電子メールでの相談も受け付けています。対面での相談を希望する場合は、事前に電話で予約してください。
受付時間 市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分
電話番号 ☎8526
メールアドレス shiminsuport@city.shibukawagun.na.jp

法律的な対応を 相談したい

〈弁護士相談の実施〉

毎月1回、弁護士による無料相談を実施しています。相談は、群馬弁護士会に所属するインターネット上の被害に精通した弁護士が対応します。希望する人は、事前に予約してください。
実施日時 毎月第3土曜日午前9時～正午

〈解決に向けた弁護士費用の一部助成〉

補助対象 インターネット上に書き込まれた情報に対する削除または発信者情報開示の請求を弁護士に依頼する市民
補助対象経費 弁護士との契約時に支払う着手金
補助金額 補助対象経費の2分の1(上限15万円)
※弁護士との契約をする前に申請が必要です
弁護士相談の予約や助成制度の問い合わせは、市民協働推進課へ。

【寄稿】

インターネット上で受けた被害に対応する群馬弁護士会弁護士業務改革委員会
弁護士 瀬戸 章雅さん
今回の相談窓口では、弁護士が、インターネット上で誹謗中傷の被害に遭われた方々の相談を受け、その被害回復を図るための対処方法をご案内します。

さまざまな相談窓口があります

〈悩みや不安を聞いて欲しい〉
●まもろうよ ころろ(厚生労働省)
電話やSNSで相談可



〈インターネット上に違法・有害・中傷情報が流された〉

●違法・有害情報相談センター(総務省)

誹謗中傷の書き込みを削除する方法などについてアドバイス



●誹謗中傷ホットライン(インターネット企業の有志により運営)プロバイダーに各社の利用規約などに沿った対応を促す



〈人権侵害の相談がしたい〉

●みんなの人権110番(法務省)
0570-003-110

〈子どもがSNSなどでいじめを受けている〉

●子どもの人権110番(法務省)
0120-007-110
●24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)
0120-0-78310

〈身の危険を感じている〉

●身体に危害が生じる可能性がある場合は、速やかに最寄りの警察署に連絡してください